

令和2年5月26日

学童クラブ保護者 各位

多摩市子ども青少年部
児童青少年課

学校再開後の学童クラブの利用について（6月1日以降）

日頃より多摩市学童クラブの運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

ご利用の皆様におかれましては、市から登所自粛をお願いする中で、それぞれの家庭状況に応じてご対応していただき、現在、登所率は平均約2割と、3密を避けられる状況となっており、重ねてお礼申し上げます。

「緊急事態宣言」が解除され、多摩市教育委員会では6月1日から学校を再開していく方針が示されたことを受け、6月1日以降の学童クラブの対応をお知らせします。新型コロナウイルス感染症から大切な子どもたちを守るため、さらには学童クラブ現場で働く職員を守るために、引き続きご協力をお願い申し上げます。

記

1 方針

緊急事態宣言が解除された後も、学童クラブ自体が集団生活を行う、いわゆる3密にあたる空間であることから、学童クラブに通所する児童及び職員の罹患リスクを減らすため、家庭等でお子さまを見ることができるときには引き続き、登所を自粛していただくようお願いいたします。

2 対応

学校が段階的に再開することから、原則として、学童クラブは学校下校時より受け入れをすることになりますが、分散登校において午後から登校する児童については、午前8時30分より受け入れをいたします。

3 学童クラブを利用するにあたって

引き続き、仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方は、登所を控えていただくようお願いいたします。学校では、6月1日から分散登校、6月15日からは一斉登校を行うとしていますが、学校の登校日に際しても、家庭等でお子さまを見ることができるときには登所を自粛していただくようお願いいたします。

4 開所時間について

(1)分散登校時において、午前の登校時には下校時より受け入れいたします。

午後の登校時には午前8時30分より受け入れをいたします。

※午後登校の場合

自宅→学童クラブ→学校→学童クラブ→自宅

(2)一斉登校時においては、下校時より受け入れいたします。

※一斉登校開始以降の学校休業日（土曜日等）については、開所時間を通常通り（午前8時）とします。

※閉所時間は19時までとなります。（延長育成時間を含む）

5 学童クラブ育成料及び延長育成料について

月に1日も出席されなかった方や出席日数が半数以下の方については、学童クラブ費及び延長育成料(月額払い)の料金を6月分についても免除・減額します。手続き等の詳細については、既にお知らせしたとおりです。出席日数の把握を市(学童クラブ)で行う場合は、申請の必要はありません。なお、一旦口座引き落としされる場合がありますが、その場合は、充当若しくは返還させていただきます。(返還金が発生した場合は返還手続きは必要です。)

※兄弟、非課税、生活保護などを理由とした減免手続きは通常通り必要です。

6 その他

- ・育児休業中の方の復職につきましても、さらに1ヶ月延長します。(8月1日までに復職していただくこととなります。)
- ・求職要件で入所されている方の入所期間を8月末までに延長します。(4月入所の方は2ヶ月、5月入所の方は1ヶ月延長となります。)なお、8月末までに就労されない場合は退所となります。

※再度、緊急事態宣言が出されるなど状況が変化した場合には、学童クラブの対応につきましても変更する場合があります。その際には、あらためて保護者の皆様にお知らせいたします。

【 問い合わせ先 】

多摩市子ども青少年部児童青少年課

TEL : 042-338-6884

FAX : 042-372-7988